

編入学・転入学選抜Ⅱ期 試験問題（経営学）

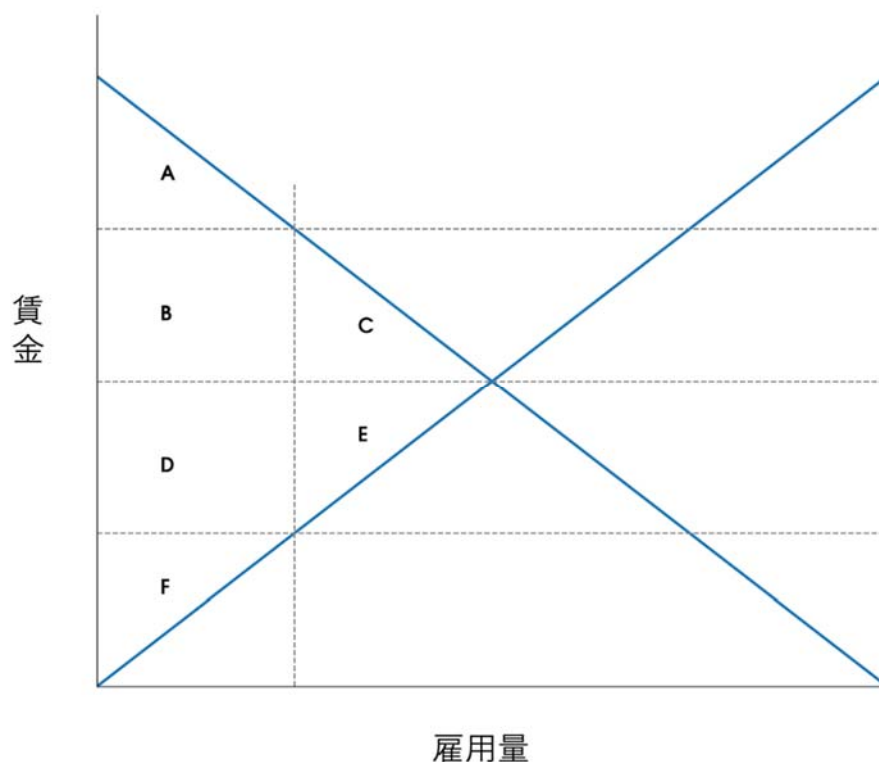
フィリップ・コトラーは競争地位の4類型（リーダー、チャレンジャー、フォロワー、ニッチャー）を示した。

リーダーは、多様な顧客ニーズに応えるため、幅広い価格帯と機能を持つ製品を揃える「フルライン戦略」を採用する。チャレンジャーは製品差別化や革新的な新製品を投入することで、特定の領域でリーダーを凌駕することを目指す。フォロワーは、リーダーの製品や戦略を迅速に模倣することでリスクとコストを抑える。ニッチャーは、市場全体を狙うのではなく、特定のニーズを持つ小規模な市場（ニッチ市場）に経営資源を集中させる。

この4類型のうち、小規模企業はいずれの戦略を採用すべきなのか、理由を含めて論じなさい。

編入学・転入学選抜 試験問題（経済学）

下の図は、ある労働市場における労働の需要曲線と供給曲線を示している。政府が労働者の生活安定を目的として、均衡賃金よりも高い水準で「最低賃金」を設定した場合を考える。以下の問題1～5に答えよ。



【問題 1】

最低賃金が導入された結果、この市場で発生する「非自発的失業」の量は、図中のどの部分の長さで表されるか。図中に「 $\longleftrightarrow$ 」などの記号を用いて、その範囲を直接書き込みなさい。

【問題 2】

最低賃金が導入される前（市場均衡時）の、消費者余剰（企業側の余剰）と生産者余剰（労働者側の余剰）の面積を、それぞれアルファベットの組み合わせで答えよ。

【問題 3】

最低賃金が導入された後の、消費者余剰（企業側の余剰）と生産者余剰（労働者側の余剰）の面積を、それぞれアルファベットの組み合わせで答えよ。なお、雇用量は需要側の決定に従うものとする。

【問題 4】

最低賃金の導入によって生じる「社会的余剰の損失（死荷重）」の面積を、アルファベットの組み合わせで答えよ。

【問題 5】

最低賃金を引き上げることの経済的なメリットとデメリットについて、図の分析（余剰の変化や失業の発生）を踏まえて論じなさい。また、実際の労働市場において、図の理論通りに

失業が増えないケースがあるとしたら、どのような理由が考えられるか、あなたの考えを述べなさい。

編入学・転入学選抜Ⅱ期 試験問題（法学）

Aは温泉旅館を長年営んでいる。源泉は約5 kmほど離れた山中にあり、旅館との間に管を通して引湯していた。その引湯管が通過する土地については所有者の利用許可を得ていたが、たまたまBの所有する6.6 m²ほどの土地については許可を得ていなかった。その事情を知ったCはBからその土地を譲り受けたうえで、Aに対してその土地を1000万円で買い取るよう要求した。当時その土地の時価は1万円にも満たないものであった。Aがこれを拒絶するとCは引湯管の撤去およびその立入り禁止をAに請求した。Cのこの請求には法的にどのような問題があると考えられるだろうか、論じなさい。

編入学・転入学選抜Ⅱ期 解答例

<経営学>

小規模企業は、特定のニッチ市場に特化したニッチャーの戦略を採用すべきである。

ニッチ市場は規模が小さいゆえ、成功した時の見返りは少なく、拡大にも限度がある。しかし、狭い専門分野や特定の地域での強みを活かし、特定の顧客層からの強い支持を得ることができるならば、高い利益率を確保できる。

少ない経営資源や限られた資金で参入できる点もニッチ市場の魅力である。特定の客層だけを対象とするので、大規模な設備投資や莫大な広告宣伝費は必要なく、小規模な設備や少ない人員で対応できる場合が多い。

リーダーやチャレンジャーが注力しないような隙間市場に特化することで、競争を避けつつ、特定の顧客からのみ愛される企業を目指すことができる。大手が参入しにくい狭い市場で、自社の個性や独自性を明確にすることが重要だ。

<経済学>

【問題 1】(10 点)

「最低賃金」を示す点線上において、需要曲線と供給曲線の間に生じている線分の長さ（超過供給の部分）。

【問題 2】(10 点)

消費者余剰： $A + B + C$

生産者余剰： $D + E + F$

【問題 3】(10 点)

消費者余剰： A

生産者余剰： $B + D + F$

【問題 4】(10 点)

$C + E$

【問題 5】(60 点)

メリットとデメリット：

メリットは、雇用を維持できた労働者の賃金が上昇し、余剰（面積 B ）が企業から労働者へ移転することで、低賃金労働者の所得向上が期待できる点である。デメリットは、労働需要

の減少により「非自発的失業」が発生すること、および社会全体の取引量が減ることで「死荷重 (C+E)」が生じ、資源配分の効率性が損なわれる点である。

失業が増えない理由（考察）：

現実には、労働市場が「買手独占」の状態にあり、賃金上昇が逆に雇用の適正化を招く場合や、賃金アップが労働者の生産性を高める「効率賃金理論」が働く場合、あるいは所得増が消費を押し上げ、労働需要曲線そのものを右シフトさせる場合などは、理論上の失業が発生しにくい。

<法学>

権利の行使と権利の濫用について

CのAに対する一連の請求の基礎には、引湯管が通過する部分のCの土地の所有権とその侵害の問題があると考えられる。そしてその場合、基本的には、所有権に対する侵害またはその危険が存する以上、所有者はその所有権を行使してその侵害状態を除去または禁止させるために法的な保護を裁判所に求めることができることは当然であろう。

しかしながら、たとえばその侵害による損失が僅少なもので、しかもその侵害の除去が著しく困難であり、仮にそれが可能であったとしてもその除去のためには膨大な費用を必要とする場合はどうであろうか。さらにそうした事情を知ってその土地を買収してその土地の所有権を取得した所有者が、その土地の所有権の侵害を主張し、侵害者に対し侵害状況の除去を迫り、またその土地を不相当に巨額の代金をもって買い取ることを請求し、他の一切の協議にも応じないと主張する場合、それでも侵害者はそれを受け入れなければならないのであろうか。

仮にその権利侵害除去の主張が単に所有権の行使であるとする外形をとっているだけであり、そこには真に権利の救済を求めているとは言えない場合、すなわちそのような要求は、専ら不当な利益を得ることを目的とし所有権をそのための道具としている場合なのであれば、社会観念上、所有権の目的に違背しその機能として許される範囲を逸脱するような権利の行使であると考えられ、その場合には民法上の権利の濫用（民法第1条第3項）に当たる可能性があり得る。

このケースにおいて、事情によってはCのAに対する請求については権利の濫用に当たる可能性があることが指摘でき、もしそうであれば、そうした権利行使は法的には認められないものとなると考えられる。